

議案第 5 号

君津市民文化ホールの指定管理者の指定について

君津市民文化ホールの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津市民文化ホール
- 2 施設の位置 君津市三直 6 2 2 番地
- 3 指定管理者 千葉県君津市三直 6 2 2 番地
公益財団法人君津市文化振興財団
理事長 野口芳久
- 4 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 26 日提出

君津市長 石 井 宏 子

君津市民文化ホールの指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 公益財団法人君津市文化振興財団
- 2 代 表 者 理事長 野口芳久
- 3 所 在 地 千葉県君津市三直 6 2 2 番地
- 4 設 立 日 平成 2 年 3 月 2 8 日
- 5 目 的 等 市民の文化芸術の普及及び向上を図るための各種の文化芸術事業を行うとともに、市民の多彩な文化芸術活動を支援し、もって地域文化の振興に寄与することを目的とするため、次の事業を行う。
 - (1) 文化芸術の鑑賞の機会の提供
 - (2) 地域文化活動の協働及び創造性を育む機会の提供
 - (3) 文化芸術に関する講座等の開催及び体験の機会の提供
 - (4) すぐれた文化芸術活動の担い手の育成
 - (5) 君津市民文化ホールの管理及び運営
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 6 基本財産 2, 0 0 0 万円
- 7 従業員等 職員 6 人